

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングスグループ

AI 倫理規程

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社

2024.12

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングスグループ AI 倫理規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条 企業がAIを利活用するうえで、法律や倫理観を適切に遵守し正しい企業活動を行うことは企業の社会的責任である。当社（コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社）および当社完全子会社（以下、総称して「CCBJH グループ」という。ただし、カディアックを除く。）がAIを適切に利活用することはビジネスにおける基礎要件であり、お客さま、株主等のステークホルダーへの価値提供に不可欠な活動である。
2. このCCBJH グループ AI 倫理規程（以下、「本規程」という。）は、CCBJH グループ人権に関するポリシーと関連し、CCBJH グループがAIを利活用するうえで人権等への倫理的配慮を含む適切な利活用について遵守すべき基本的な事項を定めることを目的とする
3. 本規程が有効に機能するよう、経営者を含む全ての役員、役職員、契約関係にあつてCCBJH グループの業務に従事する全ての者（以下、総称して「役職員」という。）が、本規程を遵守しなければならない。

(適用範囲)

- 第2条 本規程の適用対象は、CCBJH グループの全組織および全ての役職員とする。
2. 外部委託先役職員や派遣役職員等、直接の雇用契約関係にない者に対しても、外部委託契約や守秘義務契約の締結、誓約書の徴求等により、本規程に準拠した行動を求めることとする。

(適用領域)

第3条 本規程における次の各号に掲げる用語は、以下の範囲を指す。

(1) AI

- ① 機械学習をするソフトウェアもしくはプログラムまたはそれが組み込まれたシステム
- ② 機械学習を用いて、コンテンツ、予測、推奨および意思決定等の出力を生成するシステム

(2) AI 提供者

AI を導入・管理する立場にある者

(3) AI 利用者

AI を利用する立場にある者

(責任者)

第4条 本規程の責任者はビジネスシステム統括部長が当たり、CCBJH グループのAI利活用の管理を統括する。

(AI 利活用の原則)

第5条 本規程ではAI 利活用の原則を以下のとおりとする。

(1) 人間中心

AI は、内容が真実であるかのように装った情報を出力する可能性や、暴力的な表現などの倫理的でない出力をする可能性がある。

① AI 提供者

人間の意思決定、認知等、感情を不当に操作することを目的とした、AI の提供は行わないこと。

② AI 利用者

AI から出力された内容の検証や、AI 利活用のプロセスに入り適切に判断することで、人権の尊重を最優先にAI を利用すること。また、AI による意思決定や感情操作に細心の注意を払い、偽情報の拡散防止に努めること。

(2) 安全性

AI の使用方法が既存法に違反することとなる場合や、新たな法律、ガイドラインによって利用方法が規制された場合、AI 利用を停止する必要がある。

① AI 提供者・AI 利用者

規制の調査や法律を遵守し、AI 技術が地域社会と役職員の生命、身体、財産および精神に危害を及ぼさないこと（安全であること）を最優先し、悪影響を最小限に抑えるよう努めること。

② AI 提供者

AI の利用上の留意点を正しく定めることや適切な目的でAI が利用されていることの定期的な検証などによって、適正利用が可能なAI 提供に配慮すること。

③ AI 利用者

AI 提供者が定めた利用上の留意点を遵守して、AI 提供者が設計において想定した範囲内でのAI 利用などによって、適正利用を徹底すること。

(3) 公平性

AI は、特定の利用者に対して差別的な結果を出力する可能性がある。

① AI 提供者・AI 利用者

AI 技術におけるバイアスを最小限に抑え、年齢、人種、国籍、障がい、性別、性的指向、性自認、性表現および働き方など様々な違いを持つ役職員たちが公正に活躍・成長の機会を与えられる、挑戦できるよう努めること。

② AI 提供者

AI 提供時点でデータの公平性の担保および参照する情報、連携する外部サービス等が差別的な出力をしないか確認するなど、公平性確保が可能なAI 提供に配慮すること。

③ AI 利用者

多様な観点のデータを用いた公平性の検証や、人間が出力結果を確認して、公平に判断することなどによって、役職員に対して公平性を確保すること。

(4) プライバシー保護・著作権保護

使用するデータによっては、AI によりプライバシー侵害や著作権侵害を引き起こす可能性がある。

① AI 提供者・AI 利用者

AI 全般において、使用データの制限や、出力結果の活用方法の検証によって利用者のプライバシーや権利を保護すること。データの取扱い方法を明確化し、すべての法律、規制、社会のルールおよび社内規程を遵守し、プライバシー保護や著作権保護のための対策を講じること。

(5) セキュリティ確保

AI は、外部からの攻撃や予期しない使い方によって不正利用される可能性がある。

① AI 提供者

AI への入力への制限やセキュリティ対策を実施し、最新の脅威動向に常に対応すること。また、利用者のデータとシステムの安全性を最優先に、継続的な監視と改善を行うこと。

② AI 利用者

AI 提供者によるセキュリティ上の留意点を遵守することや、AI に機密情報等を不適切に入力することがないように注意を払うことなどによって、セキュリティを確保すること。

(6) 透明性・アカウントビリティ

AI は、アルゴリズムによっては意思決定や判断の根拠が説明できず、ステークホルダーの不信感が募る可能性がある。

① AI 提供者

説明可能性(AI の決定や予測がどのように行われたかを理解し、明示する能力)と解釈可能性(AI の挙動を人間が理解し、説明する能力)を確保するため、AI が利用されている事実、利用範囲、そして適切および不適切な使用方法についての情報を適時かつ適切に提供することによって、AI の意思決定や判断のプロセスをステークホルダーに対して説明可能にし解釈しやすくすること。

② AI 利用者

出力傾向の分析や、ステークホルダーへの情報開示などの合理的かつ誠実な対応を心がけること。

(本規程の見直し)

第6条 CCBJH グループは、関連する法律の改正、技術の陳腐化、事業戦略の変化等によ

り本規程の見直しが必要となった場合および AI に関する脅威の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、本規程を見直すものとする。

第2章 付則

1. 本規程は 2024 年 12 月 26 日から制定実施する。ただし、適用は 2024 年 12 月 12 日からとする。